

保護者に負担をかけずに 高校進学をめざす あなたを応援します



愛知県教育委員会

恵まれない環境の中、がんばって勉強に励んでいる人を対象とした推薦選抜があります。

- 本県の公立高等学校全日制課程には、「人物が優れており、恵まれない環境を克服し、向学心に富み、生活態度が他の模範となる」人を対象とする推薦選抜があります。
- 推薦選抜における「恵まれない環境」とは、2ページの表1で、保護者が(1)から(3)までの事由のいずれかに該当する場合又は志願者本人が(4)の事由に該当する場合をいい、事由を証明する書類は「証明する書類」欄のとおりです。
- この推薦選抜には、保護者又は志願者本人からの申し出を受けて、中学校が審査し、中学校長から推薦されることによって出願できます。大切なことですので、希望する人は、保護者の方などとよく相談した上で、担任の先生に申し出てください。
- 出願する際には、Web出願システムにより、「証明する書類」の画像データを登録してください。

高等学校等就学支援金制度があります。

- 就学支援金とは、授業料負担を軽減するため、国が授業料相当額を支給するものです。
- 就学支援金を受けるためには、4月の入学時に申請する必要があります。（令和7年度入学生の支給額等は、2ページの表2のとおりです。）

入学料及び授業料の減免制度があります。

- 本県では、経済的に困難な人に対して、入学料の免除を行っています。
- また、授業料については、前年（または前々年）の所得が高いために就学支援金を受けられない人が、家庭の経済状況が急変したことにより経済的に困難になった場合に、就学支援金を受けられるようになるまでの間、減免を行っています。
- 希望する人は、合格者説明会等での案内を参考に、入学する高等学校に申し出てください。（令和7年度入学生の条件は、2ページの表3のとおりです。）

奨学給付金制度があります。

- 本県では、高等学校等の授業料以外の経済的な負担を軽減するために、条件に当てはまる人に対して、返済不要な給付金を支給しています。
- 希望する人は、高等学校等へ入学後、在学する学校が指定する時期に、申請してください。（令和7年度入学生の条件は、2ページの表4のとおりです。）

奨学金（貸付）制度があります。

- 本県では、高等学校等の生徒の修学を支援するため、奨学金の貸付を行っており、多くの生徒が奨学金（貸付）制度を利用して学んでいます。
- 希望する人は、高等学校等へ入学後、在学する学校が指定する時期（6月頃）に、申請してください。（令和7年度の条件は、2ページの表5のとおりです。）

表1 推薦選抜の「恵まれない環境」に該当する事由及び証明する書類

事 由	証 明 する 書 類
(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者	(1) 福祉事務所長が発行する生活保護を受けていることを証明する書類又は既に発行されたもので、現に保護を受けていることが立証できる書類
(2) 地方税法（昭和25年法律第226号）の規定により市町村民税を納付していない者又は市町村民税の均等割のみ納付している者	(2) 市町村長が発行する非課税証明書もしくは課税証明書又は市町村民税徴収税額通知書
(3) 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）の規定により児童扶養手当の支給を受けている者（一部支給者を除く。）	(3) 県知事又は市町村長（県又は市町村が設置する福祉事務所の長を含む。）が発行する児童扶養手当証書
(4) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により養護に欠ける児童として措置されている者	(4) 児童相談所長又は児童福祉施設長が発行する措置されていることを証明する書類

(注) 県立高等学校においては、(2)及び(3)の証明する書類は、前年の生活状況と変化がなければ、入学料免除の申請に使用することができる。
名古屋市長立高等学校においては、(1)から(3)までの証明する書類は、出願時の生活状況と変化がなければ、入学料免除の申請に使用することができる。

表2 就学支援金の支給額及び確認書類

支給額 (全日制・年額)	「課税標準額×0.06－市町村民税の調整控除額」の保護者の合算額	課税標準額と市町村民税の調整控除額を確認できる書類等
11万8,800円	30万4,200円未満	・個人番号カード等、個人番号がわかる書類 ・課税証明書

※名古屋市は「市町村民税の調整控除額」に3/4を乗ずる。

(注) 1 返済の必要はない。上記の条件については該当しなくとも、家計急変支援の対象として就学支援金を受給できる可能性がある。
2 高校授業料無償化に係る制度変更の状況次第では、支給基準等が変更する可能性がある。

表3 入学料及び授業料の減免に該当する条件及び証明する書類（県立高等学校の場合）

条 件	減免割合	証 明 する 書 類
(1) 市町村民税非課税者又は均等割のみ納付している者 ※表1の(2)に同じ	入学料及び授業料の全部	(1) 市町村長が発行する非課税証明書若しくは課税証明書又は特別税徴収税額決定通知書
(2) 児童扶養手当の支給を受けている者（一部支給者を除く。） ※表1の(3)に同じ		(2) 児童扶養手当証書
(3) 納付する市町村民税の課税の基礎となる課税総所得金額等の合計から、16歳未満の扶養親族1人につき330,000円を、16歳以上19歳未満の扶養親族1人につき120,000円を控除した額が、336,000円以下の者	授業料の半額	(3) 市長村長が発行する課税証明書又は特別税徴収税額決定通知書

(注) 1 高等学校等就学支援金の支給要件を満たす者にあつては、入学料のみを減免する。
2 上記とは別に、高等学校等就学支援金の支給限度額を超えた授業料（通信制課程に限る）及び受講料の免除制度がある。

表4 奨学給付金を申請できる条件

生徒の条件	保護者の条件
平成26年度以降に、高等学校等（愛知県外の学校を含む）の1年生に入学した者で、7月までに高等学校等就学支援金（国の授業料補助）の支給を受ける資格を有する者	申請する年度の7月1日時点で生活保護（生業扶助）受給世帯であるか、保護者全員の県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税（0円）である者

(注) 1 給付であるので、返済の必要はない。
2 実際に給付を受けられるかどうかは、申請年度の条件により審査した上で決定される。（令和2年度以降は、家計急変により申請年の年収見込額が非課税相当となった世帯に対象を拡充している。）
3 保護者の住民票が愛知県外にある場合は、住民票のある都道府県の奨学給付金を申請することができる。

表5 奨学金の貸付に該当する条件

条 件
親権者又は未成年後見人が愛知県内に在住し、生徒が高等学校等（愛知県外の学校を含む）に在学の者 親権者等の課税標準額（市町村民税所得割の課税総所得金額）の合計額から一定額を控除した後の額が230万円以下の者

(注) 貸付であるので、高等学校等卒業後、返還する必要がある。